

# 《重要》 新型コロナウイルス感染拡大防止対策による施設利用 の制限について（更新）

令和4年1月21日以降のご利用について、以下のとおり施設利用を制限させていただきます。

## 《対象期間》

令和4年1月21日（金）から当面の間

## 《利用条件》

- ① 小研修室（和室1・2）、中研修室（4・5・音楽室）をご利用の場合、定員の半分以下の参加人数であること。
- ② 大声での発声・歌唱・声援（ホール以外）、近距離での会話がなないこと。
- ③ 主催者は、参加者の連絡先（名前、電話番号等）を把握しておくこと。
- ④ マスクの着用、四方を空けた席配置等の感染防止対策をとること。
- ⑤ 人と人の間隔はできるかぎり2m以上とること。（入退出時、施設内移動も）
- ⑥ 適切な消毒や換気等を実施すること。
- ⑦ 会話が想定される場合、飲食はしないこと。（会話があり得る場面では飲食禁止）

## 《ホールの収容率について》

区 分	収 容 率
歓声・声援等が想定されないもの	100%以内
歓声・声援等が想定されるもの	50%以内

※全国的又は広域的な人の移動が見込まれるものや参加者の把握が困難なイベントは、中止を含めて慎重に検討してください。

## 《新型コロナウイルス感染症への当館の対応》

- ・ 正面玄関、窓口等に手指消毒液を設置しています。
- ・ 館内清掃にて、ドア・手すり等の消毒を行っています。
- ・ 各階廊下の窓を開け、定期的に換気を行っています。
- ・ 職員がマスクを着用して対応を行っています。

## 《ご来館のお客様へお願い》

- ・ 人と人の間隔は2m以上とってください。（入退出時、施設内移動も）
- ・ ご入館に際しては、検温、消毒液による手指消毒をお願いします。
- ・ 感染予防のため、こまめな手洗い、うがい、マスク着用を含む咳エチケットへのご協力

をお願いします。

- 37.5度以上の発熱や咳等の風邪症状がある方、あるいは基礎疾患があり感染リスクを心配される方は、医療機関又は専門窓口にご相談のうえ、ご来館を検討してください。

#### 《イベントの主催者様へのお願い》

- 1,000人以上又はライブ演奏等を伴うイベントを行う場合、鳥取県新型コロナウイルス感染予防に係るイベント開催申出書及び感染防止対策チェックリストを開催2週間前までに県に提出してください。なお、鳥取県の新指標レベル2以上となった場合は感染防止安全計画を開催2週間前までに県に提出してください。但し、鳥取県版新型コロナウイルス警報発令時には感染防止安全計画の届出対象を1,000人以上から100名以上に引き下げることとします。それ以外のイベントは、チェックリストを作成し、ホームページ等で公表してください。
- 参加の皆様へマスクの着用を呼びかけること、会場内に手指消毒液を設置すること、体調に不安のある方には参加を自粛していただくことなど、感染拡大防止策を講じていただくようお願いいたします。
- 施設利用にあたっては、定員に余裕のある会場選び、なるべく来場者同士の間隔をあけた会場レイアウト、室内換気のために定期的に窓・扉を開けるなどして、「密閉」「密集」「密接」の環境を避けてください。
- ドアノブなど、不特定多数の方が同じ物に極力触れないような工夫をお願いします。
- 新型コロナウイルス感染症の関係で催事の延期や中止をされる場合は、鳥取県立生涯学習センター（県民ふれあい会館）までご連絡ください。

※なお、県内の感染状況などにより、利用にあたっての条件が変更される場合がありますので、予めご了承ください。

感染拡大予防には、皆さまお一人おひとりのご協力が必要です。

どうぞご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。